

エコロジーガーデン周辺「道の駅」 整備計画

令和4年4月



新 庄 市

目 次

はじめに	1
第1章 整備コンセプトと基本方針	2
1 整備の目的	2
2 整備コンセプト	2
3 基本方針	2
4 道の駅の基本的な機能	4
第2章 道の駅に導入する施設	5
《施設の整備方針》	5
1 休憩施設〔新設〕	5
2 情報発信施設〔新設〕	7
3 地域連携施設〔既存施設〕	8
4 災害時における施設の活用	11
第3章 導入施設の規模算定	12
1 駐車場	12
2 トイレ	13
3 休憩施設・情報発信施設	13
第4章 施設配置計画	15
1 施設の位置	15
2 配置計画	16
第5章 建築・インフラ計画	18
1 建築計画	18
2 インフラ計画	19
第6章 管理運営計画	20
第7章 施設整備計画	21
1 整備方法	21
2 財源計画	22
3 事業スケジュール	22

はじめに

本市は、令和3年3月に第5次新庄市総合計画を策定し、都市計画マスタープランなど各分野の個別計画とともに、近年の多様化する社会情勢の変化に対応した方針を定め、市民が持続的に住みよさを実感できるまちづくりを目指しています。

このような中、国における高速交通網の整備をはじめとする地方創生の展開を後押しする政策を機会ととらえ、あわせて、本市の有する歴史と文化、景観や自然環境などを地域の誇りとして未来に継承するため、市民とともに多くの方に共有していただく交流の場として「道の駅」の整備を行います。

本計画は、平成30年に策定した「新庄市道の駅基本構想」を踏まえ、エコロジーガーデンを活用した整備を進めるため、導入する機能の整備方針などの基本的事項を定め、また施設の規模や配置、整備方法などについて示すため策定するものです。

第1章 整備コンセプトと基本方針

1 整備の目的

高速交通網の整備が進み、今後さらに道路ネットワークを活発に利用されることが予想される中、「新庄市エコロジーガーデン」を拠点とする魅力ある交流スポットを整備することで、新たな人の流れをつくり出すとともに、交流人口や関係人口の拡大を図り、地域の活性化を促すことを目的として「道の駅」を整備し、令和7年度のオープンを目指します。

2 整備コンセプト

本市の「道の駅」整備にあたり、次のコンセプトを設定します。

訪れる人も地域の人も楽しめる個性豊かなにぎわいの場の創出
～ヒトをつむぐ、シゲンをつむぐ、ミライをつむぐ～

【考え方】

新庄市エコロジーガーデンは、平成25年度にその建造物群が国の登録有形文化財に登録され、昭和感あふれる建造物や安らぎを感じさせる雰囲気は市民にとって憩いの場所であり、後世に残したい大切な財産です。

新庄市エコロジーガーデンを拠点とした「道の駅」を整備することで、全国的にも珍しい登録有形文化財を活用した「道の駅」として全国に情報発信し、地域の人に愛され、訪れる人には何度でも来たくなるような「目的道の駅」として整備していきます。

3 基本方針

整備コンセプトに基づき、次の基本方針を掲げます。

基本方針1

市民や来訪者に愛され、人が集う憩いの場

基本方針2

歴史とやすらぎを感じさせるいやしの空間

基本方針3

地域への誇りや未来への可能性を見出す創造の場

基本方針

1

市民や来訪者に愛され、人が集う憩いの場

市民や近隣市町村の住民のほか、道路利用者が気軽に訪れ、快適に過ごすことができる憩いの場にしていきます。

- ① エコロジーガーデン周辺の環境を活かし、魅力ある交流スポットとして整備することで、地域の人々が楽しく快適に過ごせる空間の整備を目指します。
- ② 地域と連携して「新庄らしさ」を提供することで、地域の人々も楽しみ、地域とふれ合うことで来訪者も楽しめる憩いの場を目指します。
- ③ 国道13号の道路利用者の安全な交通に寄与し、来訪者に快適な利用環境を提供するために、誰もが利用しやすい駐車場、いつでも利用できる快適なトイレを整備します。

基本方針

2

歴史とやすらぎを感じさせるいやしの空間

エコロジーガーデンの持つ歴史的価値や景観・周辺の雰囲気が、利用者のこころを癒し、やすらぎを感じさせる空間にしていきます。

- ① 国の登録有形文化財を活用した全国でも珍しい道の駅として、全国に情報発信し、まちの歴史や文化を伝える新たな拠点とします。
- ② ゆったり座って季節の景色が楽しめる、また、子どもが安心して楽しく遊ぶことができるような、世代を超えて集える空間を目指します。
- ③ 地域情報の拠点として、市内の文化財や施設への回遊を促すなど、まちの魅力の発信を点から線でつなぐことで、交流人口の拡大につなげていきます。

基本方針

3

地域への誇りや未来への可能性を見出す創造の場

地域への愛着や誇りを醸成し、新たな可能性を見出す創造の場を目指します。

- ① 将来を担う子ども達や若者が誇りを持てる、地域の人にも来訪者にも愛される道の駅を目指します。
- ② 施設内での多様な活動が新たな付加価値を創出し、相乗効果を生み出す創造の場を目指します。
- ③ 災害時には、緊急避難場所や物資供給の場として活用できる場、また、災害関係機関の待機・活動の場として活用します。

4 道の駅の基本的な機能

整備の目的や整備コンセプトに基づき、来訪者をはじめとする道路利用者と市民の視点等を踏まえ、次の4つの基本機能を設定します。

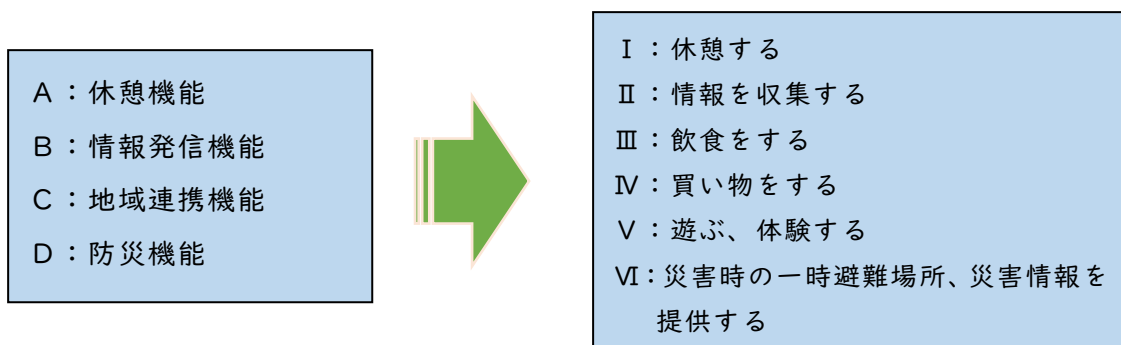


図. 4つの基本機能と利用者の行動

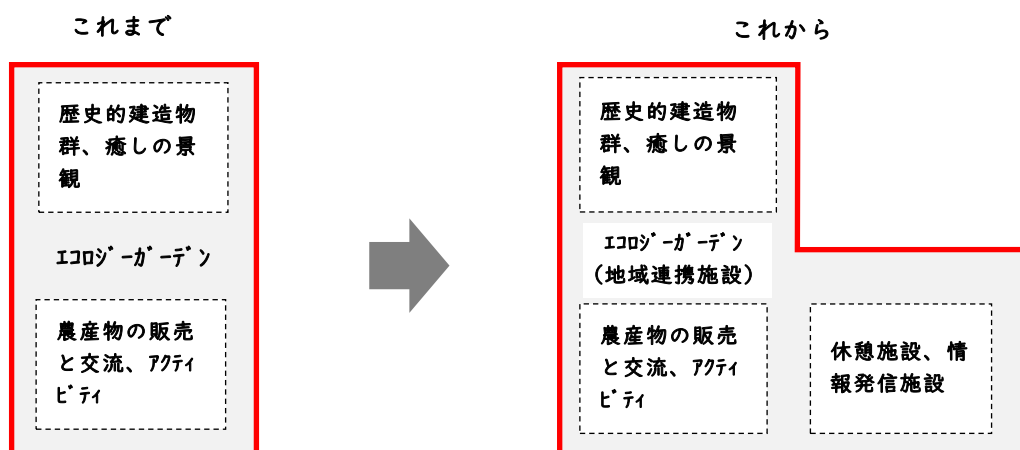
表: 4つの基本機能の考え方

基本機能	考え方	具体的な機能	利用者の行動
A 休憩機能	市民も来訪者も、誰もが気軽に訪れ、快適に過ごせる空間とします。	◎乗り入れしやすく利用しやすい駐車場 ◎いつでも利用できる快適なトイレ ◎快適で安らぎを感じる休憩施設	①休憩する
B 情報発信機能	道路交通情報や観光情報をはじめ、総合的な地域情報を提供します。	◎道路利用者のための道路交通情報 ◎市の観光や魅力の紹介・案内 ◎市内施設、地域イベント等の案内 ◎県や広域観光案内	②情報を収集する
C 地域連携機能	エコロジーガーデンの建物や景観、産直及び飲食施設、イベント等を通して、やすらぎと交流の場を提供します。	◎市の歴史や文化財等を活用した交流の場 ◎地元の農産物や加工品等の販売 ◎カフェや産直、イベント等を通じた飲食の場 ◎遊び、体験活動の場	③歴史にふれる ④買い物をする ⑤飲食をする ⑥遊ぶ、体験する
D 防災機能	国道13号に位置する交通アクセスの利点を活かし、災害等の非常時における防災機能を提供します。	◎災害時の一次避難場所 ◎災害情報の提供 ◎物資等の集積拠点、災害関係機関の待機・活動等の場	⑦一次的に避難する ⑧災害情報を収集する

第2章 道の駅に導入する施設

《施設の整備方針》

一般国道13号に隣接するエコロジーガーデンを「地域連携施設」として活用し、「道の駅」の登録に必要な「休憩施設」と「情報発信施設」の機能を新たに加えた道の駅を整備します。



1 休憩施設〔新設〕

(1) 駐車場

《整備方針》

道路利用者がいつでも利用できる、止めやすいゆとりある無料駐車場を整備します。

- ◆障がい者等に対応した思いやり駐車場は十分な台数分を確保し、大型車両用の駐車スペースを配置します。
- ◆バイクや自転車のための駐車・駐輪スペースも確保します。
- ◆市内における回遊を促すため、バスやタクシーが停車できるスペースを確保します。
- ◆エコロジーガーデンの景観を損なわないよう、一体的な空間となるように配慮します。
- ◆冬期間の降雪に配慮した堆雪場を確保します。

《設備及び活用方法等》

- ◆環境にやさしい電気自動車（EV）用の充電施設を整備します。
- ◆防犯カメラを設置して、警察などの関係機関との連携を図ります。
- ◆堆雪場については、無雪期は混雑時の駐車場として活用します。

《導入する主な機能》

- ① 駐車マス（大型車、小型車、障がい者用、二輪車、自転車、EV充電場所）
- ② バス、タクシーの乗降所、待合所（停車スペース、ベンチ等）
- ③ キッチンカーなど、イベント等に対応した屋外給排水設備や電源設備



おもいやり駐車看板のイメージ



EV充電場所のイメージ

(2) トイレ

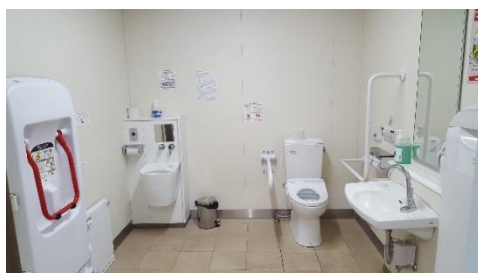
《整備方針》

道路利用者が安心して快適に利用できるトイレを整備します。

- ◆ 24時間利用可能なトイレとします。
- ◆ 多様な利用者に配慮したユニバーサル・デザインの考え方を取り入れた施設とします。
- ◆ 女性の利用者が長い時間待つことがないように、設置個数に配慮します。
- ◆ 外観や構造は、エコロジーガーデンの景観に配慮したものとします。

《導入する主な機能》

- ① 24時間利用可能なトイレ
- ② 車いすやオストメイト対応の多機能トイレ
- ③ 多様性に配慮した大型ブース施設
- ④ パウダーコーナー（女子用トイレ）
- ⑥ ベビーコーナー（ベビーベッド等授乳おむつ替えスペース）



多機能トイレのイメージ



大型ブーストイレのイメージ

(3) 休憩スペース

《整備方針》

道路利用者がゆったりくつろげる休憩スペースを整備します。

- ◆情報発信施設の中に休憩スペースを整備し、屋外にもベンチやテーブルを設置します。
- ◆利用者の利便性を考え、自動販売機コーナーを設置します。

《施設活用等》

- ◆建物の軒下空間などを活用して、イベント等が行えるようなスペースも検討します。

《導入する主な機能》

- ①イスやテーブル、ベンチ等
- ②自動販売機（飲料水等）

2 情報発信施設〔新設〕

《整備方針》

道路交通情報と総合的な地域情報の発信拠点として整備します。

- ◆道路利用者のための道路交通情報を24時間提供します。
- ◆旬の観光・イベント情報などの様々な地域情報を紹介し、市の魅力を広く発信していきます。
- ◆施設利用者が、インターネットの高速通信サービスを利用できる環境を整備します。

《施設活用等》

- ◆地域連携施設であるエコロジーガーデンの紹介はもちろん、最上地域や県内の様々な地域情報なども併せて提供します。
- ◆ピクトグラムや多言語表示など、わかりやすい情報提供を行います。

《導入する主な機能》

- ①道路交通情報の発信設備（壁面ディスプレイ、タッチパネル等）
- ②地域情報の発信設備
 - ・情報モニターの設置
（観光、特産品、飲食、イベントなど）
 - ・情報スペース
（パンフレット等のラック、ポスター掲示など）
- ③公衆無線LAN環境(Wi-Fi)
- ④公共交通機関や循環バスの案内、レンタサイクルなどの移動手段



情報発信のイメージ

3 地域連携施設〔既存施設〕

エコロジーガーデン全体を「地域連携施設」とします。国の登録有形文化財である建物群は、新たに耐震改修工事を実施した後、施設の特徴や機能を活かし地域の農産物や物産の販売、地元の食材等を味わう飲食施設、イベントなどを行う交流の場となっています。道の駅の地域連携機能の役割を担うことで、道路利用者と市民のふれあいの場となり、来訪者にはやすらぎと地域の魅力のおもてなしを、市民には新たな活力を創出する場として、さらなるにぎわいをつくるための空間にしていきます。

(1) 農産物直売所（旧第5蚕室）

地元生産者による新鮮な農産物や加工品を直接販売する産直施設

《施設の概要》

地元の農産物や農産加工品などを販売しており、そのほか、おみやげなどの特産品、手芸や工芸品に至るまで幅広い品揃えを誇ります。この施設は、農業者自らが運営や企画を行っている産地直売所で、農業生産者約120名が加盟し、年中無休で運営しています。



農産物直売所（旧第5蚕室）

《施設活用等》

1階フロアは農産物などの販売、2階フロアには休憩スペースがあり、窓越しの景観を楽しみながらくつろぐことができます。

（1階：296㎡、2階85㎡）

(2) 飲食スペース (旧第4蚕室)

昭和感あふれる建物の中で、食事や休憩ができるカフェレストラン

≪施設の概要≫

地元の野菜をたっぷり使った無添加の料理を提供しています。自慢の料理を、木のぬくもりが感じられるくつろぎの空間で味わうことができます。



施設のシンボル 大ケヤキ

≪施設活用等≫

飲食のテイクアウトもできるので、大ケヤキの下で、自然やどこか懐かしい雰囲気を感じながら食べることができます。

(3) 店舗スペース (旧第4蚕室)

民間事業者の活動を通じた、市民とのふれあいの場

≪施設の概要≫

「創造交流施設」の1階フロアには、複数の事業所が入居しており、テナントとしてショップなどのお店を運営しています。



旧第4蚕室 (建物)

≪施設活用等≫

テナントの業を介して、民間事業者と施設利用者との交流が生まれます。

(4) オフィススペース (旧第4蚕室)

自然に囲まれた、快適な空間で仕事ができるスペース

≪施設の概要≫

「創造交流施設」の2階フロアには、複数の企業が入居しており、オフィスとして活用されています。

≪施設活用等≫

オフィスには、現在、市内の民間事業者が入居しています。この施設の魅力向上や情報発信に寄与するような官民連携した取り組みを行っています。



オフィスの様子 (旧第4蚕室)

(2階：210 m²)

(5) 文化交流施設（旧第1蚕室）

様々な文化活動や市民活動を通じた交流の場

《施設の概要》

「文化交流施設」には「多目的ホール」や「ギャラリー」などがあり、新たな文化交流の場として講演会や発表会など、様々な活用ができます。

（1階多目的ホール：170㎡）定員 100名



演奏会の様子（旧第1蚕室）

《施設活用等》

まとまった人数で予約すれば、食事や休憩の場所としても利用できます。

(6) ゲストハウス（旧第4宿舎）

共用リビングを有した、シェアもできる宿泊施設

《施設の概要》

旧第4宿舎を改修した宿泊施設で、ホテルや旅館とは異なり、他者とのつながりを重視した共用空間を設けたパブリック性の高い宿泊施設です。1棟（平屋）に7人まで宿泊できます。

《施設活用等》

共用して利用できるため、低料金で宿泊できます。園内での体験とセットでの宿泊や、周遊観光の拠点として連泊利用もできます。

(7) オープンスペース

多様な活動の場として利用できる屋外空間

《施設の概要》

自然の中でゆっくりと時間を過ごしたり、イベントなど様々な活動ができる屋外空間です。

◆南側エリア

建物群や大桑・大ケヤキなどがあり、多様な活用がされているエリア

◆北側エリア

今後、レクリエーション活動や遠足広場などの活用を検討している広大なエリア



イベントの様子（屋外）

《施設活用等》

年々にぎわいを増している「キトキトマルシェ」や、昨年度から始まった「ツクツクマルシェ」など、様々なイベントを開催して交流拡大を図っています。将来的には、子どもから高齢者まで楽しめる交流拠点として整備し、地域の魅力を高めていきます。

4 災害時における施設の活用

《整備方針》

様々な機能を有することから、災害時には施設全体が防災拠点としての機能を発揮することが可能です。道路利用者には一時避難場所や災害情報等を収集できる場所として、また、市民にとっても雨風を防ぐための避難施設や様々な情報を得ることができる場所になります。さらには、物資等の集積の場、災害対応関係機関の待機・活動の場としての利用が可能です。

《災害時における具体的な活用方法》

① 駐車場

道路利用者の一次避難場所、自衛隊や消防等の支援部隊が参集する後方支援の場など。

② 情報発信施設・休憩施設

避難所としての活用、災害情報の提供など。

③ オープンスペース

支援部隊等の活動の場（テントの設営など）

④ その他

災害時に対応するための設備として、非常用電源装置、貯水槽や簡易な防災トイレ、防災倉庫、などの整備を検討する必要があります。

第3章 導入施設の規模算定

1 駐車場

駐車場の整備規模については、これまでのエコロジーガーデンのイベント時の利用実態を踏まえ、全体で200台の計画とします。

200台の内訳は、国道利用者の駐車台数分とそれ以外の駐車台数とに分けられ、国道利用者分については国道管理者による整備区分となり、それ以外は市の整備区分となります。国道管理者と市との整備区分については、以下の算定基準による配置計画を基にした協議により決定していきます。

整備区分については「日本道路公団設計要領の算定式」(駐車場の駐車マス数＝前面交通量×立寄率×ラッシュ率÷回転率)により、隣接する国道13号の将来交通量をもとに算出しました。

《施設規模算定表》

(単位：台)

整備区分	算定根拠		設計交通量	駐車マス数			
				計	内訳		
					小型車	バス (大型車)	貨物 (大型車)
(エリア全体)	I	サービスエリア(SA)相当	12,600	93	80	8	5
国整備分	II	パーキングエリア(PA)相当	12,600	34	27	2	5
市整備分		SAとPAの差(I-II)	—	59	53	6	0
	III	隣接の市道2路線	2,157	16	15	1	0
	IV	エコロジーガーデン利用者	—	91	91	0	0
	V	計(I-II+III+IV)		166	159	7	0
道の駅全体合計(II+V)				200	186	9	5

【表中I】 サービスエリア(SA)相当の駐車場台数を求め、国道利用者全体の駐車台数として想定

【表中II】 パーキングエリア(PA)相当として整備する駐車場台数を国整備分として算定

【表中V】 全体合計200台のうち、国整備分〔II(PA)〕相当を除いた〔V計〕を市整備分と算定

2 トイレ

新設する24時間トイレの施設規模は、既存施設のトイレ基数を考慮し、国道利用者を基準にした算定基準等に基づく必要基数を基本として算定しました。

《施設規模》

		トイレ基数	面積 (m ²)
男子 トイレ	男子小便器	4	12.0
	男子洋式大便器	4	10.8
	男子大型ブース	1	8.8
	男子オストメイト	1	9.2
	洗面器	2	6.0
女子 トイレ	女子洋式便器	10	54.0
	女子大型ブース	1	8.8
	女子オストメイト	1	9.2
	洗面器	2	6.0
	パウダーコーナー	4	8.8
多機能トイレ		1	10.8
ベビーコーナー		1	20.0
合計面積		164.4	

【表中】トイレ基数は、「パーキングエリア」「ハイウェイショップ有」の数値を基本として算定

「ベビーコーナー」は、授乳及びオムツ替えのための設備として設置

面積は「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 R2）」より算定

3 休憩施設・情報発信施設

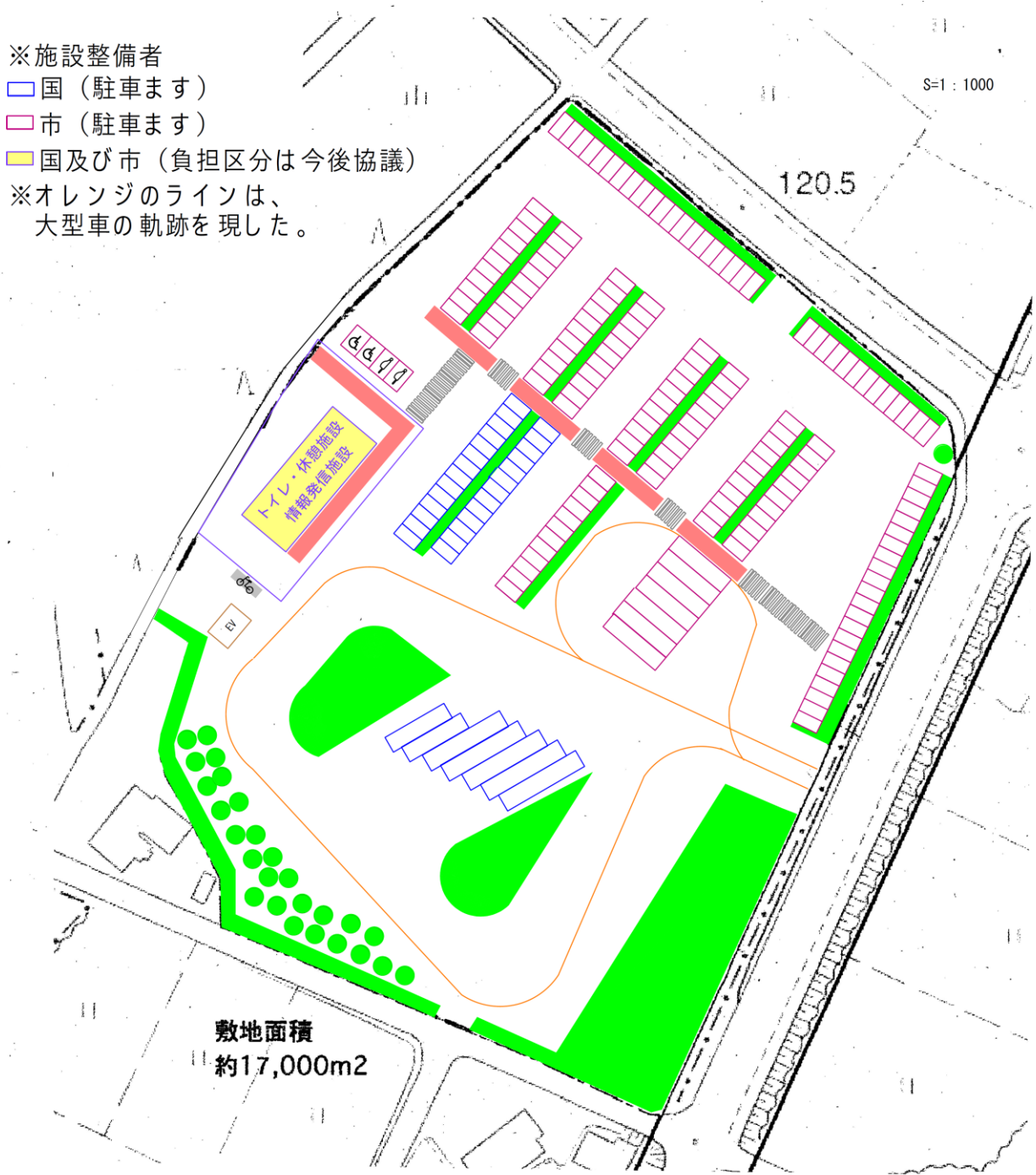
休憩施設及び情報発信施設の建物面積については、道路利用者が24時間利用できる場所として、交通量を基にした算定基準に基づき規模を算定しました。

《施設規模》

施設区分	建物面積
屋外トイレ	164 m ²
休憩施設・情報発信施設	140 m ²
合計	304 m ²

※ この章に示した数値は、検討の基礎とするためのものであり、具体的な数値は、今後詳細な検討を重ねた上で決定することとします。

- ※施設整備者
 - 国（駐車ます）
 - 市（駐車ます）
 - 国及び市（負担区分は今後協議）
- ※オレンジのラインは、大型車の軌跡を現した。



休憩施設の予定区域（新たな整備部分）

第4章 施設配置計画

1 施設の位置

エコロジーガーデンは、東には神室山を主峰とする神室連峰とその裾野に広がる水田風景が望め、南に霊峰月山、西に鳥海山と、美しく広大なロケーションが見わたせる場所に位置しています。

また、東北地方を縦断する高規格幹線道路とダブルネットワークを構成している一般国道13号に隣接し、高速道路との結節点である「新庄北IC」と「新庄昭和IC」との中間に位置していることから南進車、北進車ともに立ち寄りやすい環境にあります。接続する市道により市内中心部へのアクセス性もよく、本市の回遊の拠点としても利便性の高い場所に位置しています。



エコロジーガーデンと遠方の景色

2 配置計画

既存施設を活用した「道の駅」となるため、新たに整備する休憩施設（駐車場、トイレなど）や情報発信施設については、既存施設全体の利便性の向上と各施設へのわかりやすい誘導が行えるような配置計画とします。

（1）視認性

道路利用者の国道13号からの乗入れに対し、見通し良く安全に運行できるよう視認性の確保に配慮します。

（2）駐車場の配置

小型車が駐車しやすい駐車マスの配置や、大型車に対する十分な軌道の確保、歩行者の動線の確保のほかに、緑地帯を設けることを検討します。また、子ども連れや高齢者、障がい者の方も安全に施設へ誘導できる歩行者の動線を確保します。

（3）駐車場と建物の配置

道路利用者が休憩施設を利用しやすい、また、地域連携施設の利用者も駐車しやすくなるよう、双方向からの利便性を考慮します。また、駐車場から各施設までの移動距離をできるだけ短くなるような配置などを計画します。

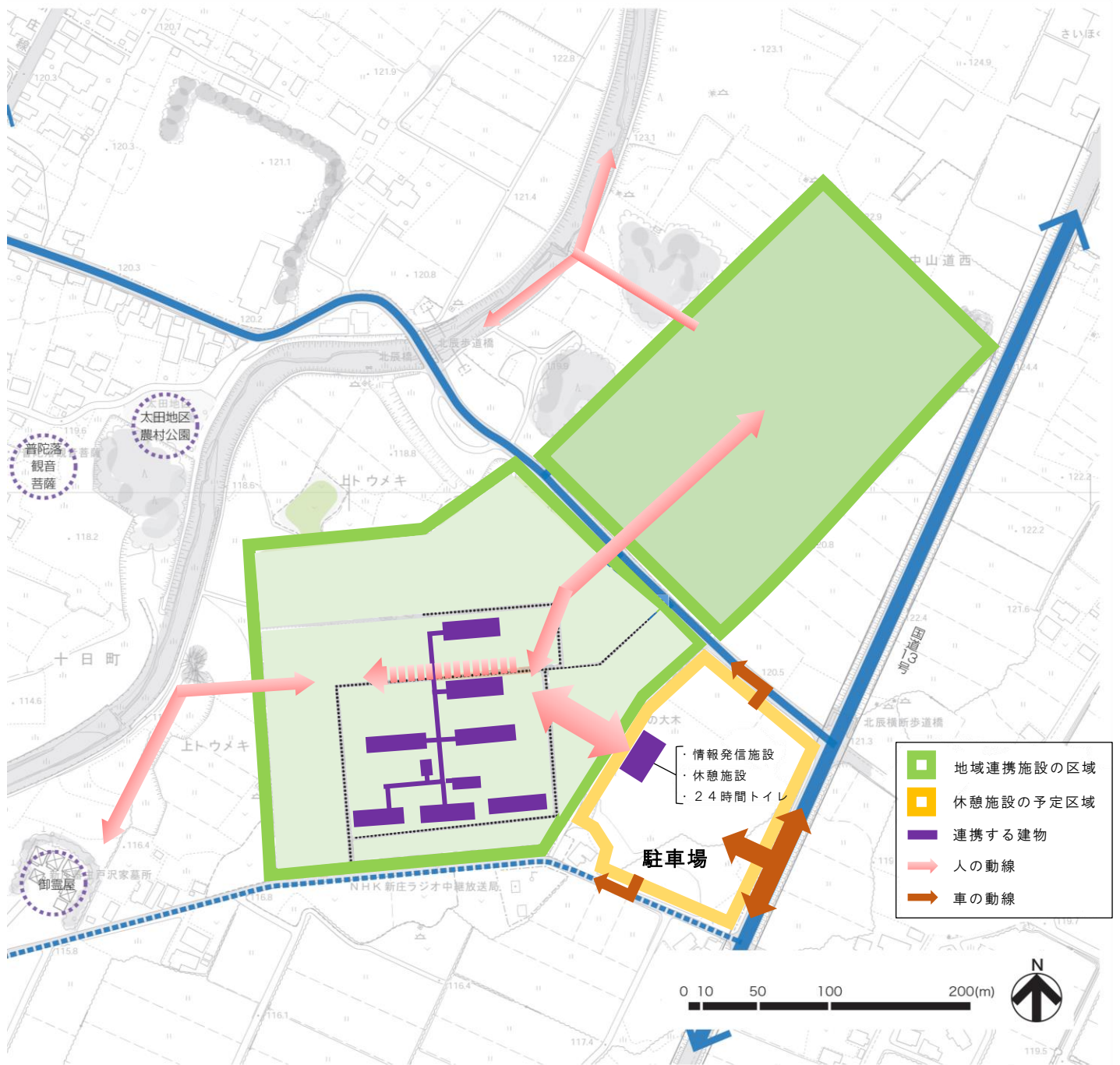
（4）冬期間の降雪に配慮

冬期間の除排雪作業の効率性や、堆雪場所の位置などにも配慮した駐車場の配置を計画します。建物は、地域の積雪量を考慮した建物とし、安全性を重視した除排雪作業が行われるよう配慮します。

（5）各施設間の動線

各施設間の動線は、誰もが快適に移動できるよう、人と車を分けた動線を考慮して配置します。また、子ども連れや高齢者、障がい者の方も安全に移動できるよう、バリアフリー化した通路を確保します。主要な歩行者用通路の整備は、緑の保全と分かりやすさを心掛けたものとしします。

休憩施設に立ち寄った人にも、地域連携施設に意識が向くための景観と動線の検討を行います。



◆道の駅エリア全体図

第5章 建築・インフラ計画

1 建築計画

新設する建築物については、エコロジーガーデンの持つ歴史的な景観と調和したデザインとし、誰もが安全で安心して利用できる、また、経済性や耐久性、メンテナンス性に優れた計画を検討します。

(1) 周辺景観との調和

- ◆エコロジーガーデンの雰囲気、遠方に見える美しい山々、周辺に広がる田園風景などの景観と調和した施設を検討します。
- ◆エコロジーガーデンの雰囲気が国道13号から垣間見ることができ、道路利用者が立ち寄ってみたいくなるような施設を目指します。
- ◆自然の光を取り入れるなど、自然の恵みを活用した明るく開放感のある施設を検討します。

(2) 自然環境への配慮

- ◆省エネルギーや再生可能エネルギーの活用、緑地の整備、木材の使用などを検討します。

(3) 誰もが利用しやすい空間

- ◆建物は「平屋建て」とし、ユニバーサル・デザインを取り入れ、誰もが利用しやすい空間計画を検討します。
- ◆施設内は見通しが良く、施設案内はわかりやすいピクトグラムや多言語表示などの活用を検討します。

(4) 四季を通じて快適に利用できる施設

- ◆周辺の田園風景や遠景の山並みを活かし、四季の変化を楽しめる空間を検討します。
- ◆夏の強い日差しや猛暑、冬の風雪や寒さでも快適に利用できる施設を検討します。
- ◆降雪時の除雪作業や堆雪場所に配慮した施設を検討します。

2 インフラ計画

施設内及び周辺のインフラ計画については、以下のとおりとします。

(1) 上水道

施設に隣接する市道に埋設されている本管から分岐し利用します。

(2) 下水道

施設に隣接する市道に埋設の計画がある下水道管に接続し利用します。

(3) 雨水排水路

施設に関係する雨水排水を有効に排水するため、関係者と協議を行い必要な水路を整備します。

(4) 農業用水路

施設の整備に関係する農業用水路については、利害関係者との協議を行い放流先までの整備を行います。

(5) 道路

施設に接続する道路については、各道路管理者と協議し、施設利用者や通過交通に支障がないよう整備を行います。

(6) 電力施設

施設で利用する電力は一般的な商用電力を基本とし、供給会社との協議により利用します。また、非常用の電力として自家発電設備も設置します。

なお、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用についても検討します。

(7) 通信等施設

電話回線及びインターネット回線を引き込み利用します。また、施設では公衆無線LAN (Wi-Fi) の環境を整備します。

道路情報通信回線を活用し、道路情報を提供します。

(8) TV等視聴設備

テレビ、ラジオなどの視聴設備を整備します。

第6章 管理運営計画

《運営手法》

道の駅の整備主体は市になりますが、管理運営方法としては、市が直接行う方法と指定管理者などの民間による管理運営が考えられます。市の直営の場合は、公共性や長期的な施設運営の視点、安定した経営が確保できます。一方、民営の場合は、民間の経営ノウハウを活かした効率的な経営が期待できます。

(1) 管理運営方針

- ◆当面の間、管理運営は市が行うこととしますが、将来的には民間活力の導入を検討していきます。
- ◆道の駅の効果を市全体のにぎわいや活性化につなげられるよう、市内の公的施設や観光施設などと連携していきます。
- ◆現在策定中の「歴史的風致維持向上計画」との整合性にも配慮していきます。

(2) 基本的な考え方

- ◆施設整備にあたっては、イニシャルコストをできる限り圧縮するとともに、ランニングコストの抑制も併せて検討していきます。
- ◆長期安定的な運営を実現するために、民間事業者との連携やより効果的な施設運営の方策を検討していきます。
- ◆関係機関・団体と協力しながら地域資源を活用した事業展開を行い、交流拠点として地域活性化に資する運営をしていきます。

第7章 施設整備計画

1 整備方法

(1) 「道の駅」の整備手法の整理

「道の駅」整備は、道路管理者との「一体型」での整備を基本として進めており、今後も協議を継続していきます。

(2) 道路管理者と市との役割分担

「一体型」での整備は、道路管理者と本市との間で、本計画で設定した導入施設の整備内容についての役割分担があります。今後、機能区分に応じた負担割合が示される予定ですが、想定される各施設の整備主体は次のとおりです。

想定される各施設の整備主体

機能区分	導入する施設	整備主体	
		新庄市等	道路管理者
A 休憩機能	① 駐車場	○	○
	② トイレ	○	○
B 情報発信機能	③ 情報発信施設（道路情報）		○
	④ 情報発信施設（地域・観光情報）	○	
C 地域連携機能	⑤ エコロジーガーデン既存施設	○	
D 防災機能	⑥ （災害時に上記施設を活用）	○	

2 財源計画

市が整備主体となる「導入する施設」については、補助事業等の活用を可能な限り検討していきます。導入施設の内容ごとに、各種補助メニューの目的と要件を照らし合わせ、その補助内容を精査しながら活用を検討していきます。

補助メニュー

	事業名	省庁名
1	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省
2	地方創生拠点整備交付金（施設整備等 1/2）	内閣府
3	次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金	経済産業省
4	公衆無線LAN環境整備支援事業 1/2	総務省
5	都市構造再編集中支援事業（立適済・都市機能誘導区域 1/2）	国土交通省
6	都市再生整備計画事業（立適開始・バス停から半径 500m、40%）	国土交通省
7	〃（歴史的風致維持向上計画策定で 45%）	国土交通省
8	木材産業・木造建築活性化対策	農林水産省

3 事業スケジュール

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備計画	■				
測量調査等		■			
基本・実施設計		■	■		
農地関係手続き		■	■		
用地取得		■			
造成工事			■	■	
建築工事			■	■	
外構工事				■	■
アクセス道路工事			■	■	
道路管理者協議	■	■	■	■	■

グ
ラ
ン
ド
オ
ー
プ
ン

エコロジーガーデン周辺「道の駅」整備計画

発行 令和4年4月

編集・発行 新庄市 都市整備課 都市計画室

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

TEL 0233-22-2111 (内 525)

E-mail toshikeikaku@city.shinjo.yamagata.jp